

鎌倉市立由比ガ浜保育園給食調理業務委託

公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

令和 9 年 4 月から鎌倉市立由比ガ浜保育園の給食調理業務を民間事業者へ委託しようとするものです。委託業務を実施する事業者の選定にあたっては、民間事業者の技術力や専門性を活用することにより、保育園給食調理業務の安全性及び安定性を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用します。

なお、この募集要領は、鎌倉市立由比ガ浜保育園給食調理業務委託に係る委託事業者の募集に関して必要な事項を定めたものであり、本募集要領に併せて配布する資料も本募集要領と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要領等」と定義します。

2 業務の概要

(1) 業務名

鎌倉市立由比ガ浜保育園給食調理業務委託

(2) 業務内容

別紙「鎌倉市立由比ガ浜保育園給食調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに

(3) 委託期間

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）9 月 30 日まで

(4) 対象

鎌倉市立由比ガ浜保育園

(5) 平均食数

ア 平日 200 食程度（園児 150 食程度、職員 50 食程度）

イ 土曜日 40 食程度（園児 27 食程度、職員 13 食程度）

(6) 履行場所

鎌倉市由比ガ浜三丁目 11 番 48 号

(7) 事業費限度額

95,668 千円（※）

事業費限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本委託事業の提案上限額を示すためのものであることに留意してください。

（※）本プロポーザルは令和 8 年市議会 9 月定例会における補正予算の成立を前提としており、当該予算が成立しなかった場合又は減額若しくは削減があった場合には、本プロポーザルを中止することがあります。

3 方式

公募型プロポーザル方式

4 担当課

鎌倉市教育委員会こどもみらい部保育・幼稚園課保育・幼稚園担当

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌倉市役所 1 階

電話：0467-61-3844（直通）

メールアドレス：kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

5 参加資格

プロポーザルに参加するためには、次に掲げる条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 鎌倉市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 金額に対応した積算内訳書を提出できること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (5) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準(令和 2 年 5 月 11 日)の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (6) 鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月条例第 11 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等もしくは同上第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第 7 条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (8) 過去 3 年以内に、神奈川県内又は東京都内の認可保育所における受託実績を有すること。
- (9) 過去 3 年以内に、保育所、認定こども園及び学校給食業務において、自らの責に起因した食中毒、その他重大な事故発生による食品衛生法による営業停止処分を受けていないこと。
- (10) 過去 3 年以内に、食品衛生法の規定により、許可を取り消されていないこと。
- (11) 現地見学会に参加できる者であること。

6 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は次のとおりとします。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和8年(2026年)9月17日(木)から本市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
参加申し込み	令和8年(2026年)9月17日(木)から10月6日(火)までの土日祝日を除く9時から17時までに保育・幼稚園課に提出書類を持参するか、郵送(令和8年10月6日(火)必着)、で提出してください。
現地見学会	令和8年(2026年)10月8日(木)、9日(金)に由比ガ浜保育園にて行います。 令和8年(2026年)10月6日(火)17時までに申込書を保育・幼稚園課宛に電子メールで送付してください。改めて保育・幼稚園課より時間調整について電子メールにて連絡します。
質問の受付 (電子メール)	令和8年(2026年)9月17日(木)から10月13日(火)17時まで ※回答は、令和8年10月19日(月)までに本市ホームページ上で公開します。
提案書等の提出 (電子メール)	令和8年(2026年)10月20日(火)から10月28日(水)17時までに、保育・幼稚園課宛て電子メールにて提出してください。
プレゼンテーション	令和8年(2026年)11月9日(月)を予定 令和8年(2026年)11月11日(水)を予備日とします。
結果通知	令和8年(2026年)11月30日(月)(予定)に、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

7 参加申し込み・資格審査

このプロポーザルに参加する場合は、参加申し込みに必要な書類を提出してください。

なお、提出された書類を審査し、参加資格要件を満たしていないと判断した場合、参加できないことがあります。

(1) 受付期間

令和8年(2026年)9月17日(木)から10月6日(火)まで

(2) 提出書類

	書類名	注意事項
①	公募型プロポーザル参加 申込書	指定様式1 ※押印不要
②	業務実績書	指定様式2
③	誓約書	指定様式3
④	登記事項証明書	発行日から3か月以内のもの。コピー不可。

(3) 提出方法

参加申し込み期間での土日祝日を除く9時から17時までに保育・幼稚園課に持参するか、郵送(必着)で提出してください。

(4) 資格審査

提出された書類に基づき、参加資格について書類の提出日を基準日とし、事前審査を行います。ただし、審査結果の決定日までに、参加事業者として備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とします。また、現地見学会に参加しなかった事業者についても同様に失格とします。

審査の結果については、参加申込をいただいた全ての事業者に令和8年（2026年）10月15日（木）までに電子メールで通知する予定です。審査の結果、参加資格を有すると確認できた事業者には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

8 現地見学会

現地見学会への参加がプロポーザル参加条件となっています。

(1) 日時及び集合場所

日程：令和8年（2026年）10月8日（木）、9日（金）（予定）

時間については、参加を希望する事業者へ改めて連絡します。

※実施日が変更になる場合は、参加事業者に別途連絡を行います

所要時間：20～30分程度

場所：鎌倉市立由比ガ浜保育園

(2) 受付期間

令和8年（2026年）9月17日（木）から10月6日（火）17時まで

(3) 提出方法

電子メールにて、保育・幼稚園課宛に現地見学会参加申込書（様式8）を送付してください。

なお、申込書受領後、保育・幼稚園課よりメールを送付します。受領後のメールの送付がなかった場合には保育・幼稚園課までお電話ください。

(4) 留意事項

ア 参加人数は、1事業者につき2名までとすること。

イ 調理室等に入室する参加者は、マスク、清潔な衣服（白衣及び帽子等）、調理用靴及び参加者の1か月以内の検便検査結果を用意すること。また、不用意に調理機器に触れないこと。

ウ 現地見学会参加者は、見学会当日名刺を提出すること。

9 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合、質問票（様式4）を提出してください。

(1) 受付期間

令和8年（2026年）9月17日（木）から10月13日（火）17時まで

(2) 提出方法

質問票に必要事項を記入し、電子メールに添付して保育・幼稚園課保育・幼稚園担当に提出してください。

なお、質問票受領後、保育・幼稚園課より電子メールを送付します。受領後の電子メールの送付がなかった場合には保育・幼稚園課までお電話ください。

(3) 質問への回答

質問及び回答の内容は、令和8年10月19日（月）までに本市ホームページ上にて公開します。

10 提案書等の提出

事業者は、以下のとおり選定に必要な書類を提出してください。

(1) 受付期間

令和8年（2026年）10月20日（火）から10月28日（水）17時まで

(2) 提出書類

	書類名	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書	指定様式5
②	提案書	指定様式6 ※提案内容は、文章・図表等により簡潔かつ明瞭に記述してください。 ※作成にあたっては、別紙「仕様書」「審査基準」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で、各業務内容における具体的な実施方法や得られる成果物のイメージを含めてください。
③	見積書	任意様式。本業務に係る費用を見積もること。
④	その他	会社概要等が分かる書類等
(提出書類作成に関する注意事項) ・①～④の全てを電子データ（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、PDF 等）として、保存すること。 ・電子保存の際は、正本（①～④）、副本（②、③）に分けること。（正副それぞれ1つの電子ファイルにまとめる、もしくは、正副でフォルダを分けるなどの方法は問わない） ・正本だけに事業者名や担当者を入れ、副本には、事業者名、担当者名及び事業者が特定できる箇所を全てマスキング（黒塗り）し、提出者が分からないような処理を施すこと。		

(3) 提出方法

電子メールに添付して、保育・幼稚園課に提出してください。電子メールの表題は「提案書（事業者名）」としてください。メール送信後、保育・幼稚園課に受信確認の電話をしてください。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。添付の容量が大きく送信エラーとな

る場合、その旨電子メールでお知らせください。オンラインストレージサービスを案内します。

なお、提出書類受領後に保育・幼稚園課より電子メールを送付します。電子メールの送付がない場合は、保育・幼稚園課までお電話ください。

11 プレゼンテーション（プロポーザルに係るヒアリング）

参加事業者は、提出した提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施してください。

（1）実施日

令和8年（2026年）11月9日（月）（予定）

なお、天変地異や参加事業者数が多くなったことで9日にプレゼンテーションを終えられなかった場合のために、令和8年（2026年）11月11日（水）を予備日とします。

※実施日が変更になる場合は、参加事業者に別途連絡を行います。

（2）会場等

時間及び場所等の詳細については別途連絡します。

（3）出席者

3名以内での出席とし、本業務に直接携わる者のうち、主となる者を必ず含めてください。

なお、会社名を特定できる社章等は身に付けないでください。

（4）方法

プレゼンテーション（20分以内）の後、提出書類の内容等に関する質疑応答（20分程度）を行います。

プレゼンテーションの時間が20分を超えた場合は、途中でも終了となります。また、質疑応答時間は内容により前後します。プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定可能となるような表現は行わないでください。

（5）内容等

事前に提出したプロポーザル提案書の内容についてプレゼンテーションしてください。また、プレゼンテーション時に使用する資料については、当日追加配布することができます。

（6）その他

審査内容は非公開とします。

12 選定方法

提案書等及びプレゼンテーションに基づき、鎌倉市立由比ガ浜保育園給食調理業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査会」という。）が次のとおりに選定を行います。

(1) 契約予定事業者の選定

各委員が選定基準により採点の上、最高得点者を契約予定事業者（最優秀提案者）として決定し、次に高かった者を次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、審査会で協議の上、決定します。また、参加事業者が1者の場合でも選定を行います。ただし、評価点が満点の60%に満たない場合は、参加事業者の数に関わらず事業者として選定しません。

(2) 選定における評価基準

別紙「鎌倉市立由比ガ浜保育園給食調理業務委託審査基準」のとおり。

13 結果の公表

選定結果については、契約締結後、本市ホームページで公表するとともに、令和8年(2026年)11月30日(月)までに全ての参加事業者宛に電子メールで通知します(予定)。

14 契約締結等

最優秀提案者との契約は、選定された提案内容を基に、細部について市と協議し、事業費限度額内で詳細な業務内容及び契約金額を決定した上で締結するものとします。

また、契約予定業者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行うものとします。

15 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (3) 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為や提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

16 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とします。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更はできません。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、本市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。また、組織内で複写・配付を行う場合があります。
- (5) 提出された書類は返却しません。

- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月条例第 4 号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (7) 参加申込後に辞退する場合は、「辞退届（指定様式 7）」を提出するものとします。
- (8) この業務委託の契約においては、契約書の作成が必要となります。契約書には、再委託の禁止に関する定めを設けるものとします。
- (10) この募集要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、鎌倉市財務規則（平成 7 年規則第 34 号）等関係法令の定めるところによります。